

(公財) 恵那市体育連盟役員等の日当及び費用 弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人恵那市体育連盟定款第13条並びに第28条に基づき、役員及び評議員の日当並びに費用弁償に関し、必要な事項を定める。

2 前項に関し、恵那市特別職及び一般職の職員から選任された役員及び評議員を除く。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 役員 公益財団法人恵那市体育連盟定款第22条第1項に定める理事及び監事とする。

(2) 費用 この法人の業務として出張または会議に出席した場合に発生する、旅費及び手数料の経費をいう。

(3) 手数料 駐車場代のほか旅行のために必要不可欠な手続きにかかる手数料をいう。

(4) 旅費 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料をいう。

(5) 交通費 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃をいう。

(日当)

第3条 この法人の役員及び評議員が、この法人に必要な会議、大会、行事等のために出席したときは、日当を支給することができる。

2 前項に規定する日当の支給対象となる会議、大会、行事等とは、理事会及び評議員会、正副会長会議並びに東濃スポーツ協会及び岐阜県スポーツ協会等が主催するもののほか、詳細は会長が別に定める。

3 前二項の規定にかかわらず、市民体育大会、市内を会場とする東濃スポーツ大会、クリスタルパークで開催される東濃スポーツ大会、岐阜県民スポーツ大会及び全国大会、その他海外で開催される大会等については対象としない。

4 前項の定めにかかわらず、費用弁償及び日当が必要と認める場合は、その都度会長が別に定める。

(旅費の算定)

第4条 この法人の役員及び評議員が、この法人に必要な会議、大会、行事等のために出張したときの旅費の算定は次のとおりとする。

2 交通費は、最も経済的な通常の方法により旅行した場合の旅費により計算し、日当及び宿泊料は別表第1の範囲とする。

3 日当は、旅行中の日数に応じ、別表第1により1日当たりの定額により支給する。

4 宿泊料は、旅行中の宿泊日数に応じ別表第1により1夜当たりの定額により支給する。

5 前項までの旅費の算定に関する詳細は、会長が別に定める。

(費用弁償及び日当の支給方法)

第5条 第3条及び第4条に定める日当および旅費の支給は、役員並びに評議員の各個人ごとに支給するものとする。

2 第4条に定める旅費は、出張の都度、前渡金により支給することができる。

3 前項の前渡金による支給を受けたものは、旅行後速やかに清算しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条の認定を受けた日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	日当(1日につき)			宿泊料 (1夜につき)
	会議、大会、行事等 に出席した 場合	東京都の特別区もしくは地方 自治法(昭和22年法律第67 号)第252条の19第1項の 指定都市に旅行した場合	左記以外の場合	
会長、副会長 その他役員、 評議員	3,000 円以内	3,000 円	2,400 円	13,100 円